

236. 近江の古代寺院 研究の基礎資料Ⅵ

①東浅井郡浅井町八島瓦窯跡

八島瓦窯跡は琵琶湖北東部の東浅井郡浅井町木尾地先に所在する。北東約0.6kmに位置する内野神窯跡をはじめとして、当地付近の丘陵上には飛鳥Ⅰにさかのぼる須恵器生産の存在が知られているが^①、これはいまのところ東浅井郡内で確認される唯一の窯業生産地である。八島瓦窯跡についてはこれまでに、南西約0.6kmに位置する浅井町八島廃寺や南西約5kmの長浜市新庄馬場廃寺に、屋瓦の一部を供給していたことが明らかとなっているが^②、一方でこの瓦窯跡そのものについての情報はほとんど知られていない。以下は八島瓦窯跡についての知見をまとめたものであるが、限られた紙面での資料紹介という都合上、図面の提示を優先せざるを得なかったことをご了解いただきたい。

*

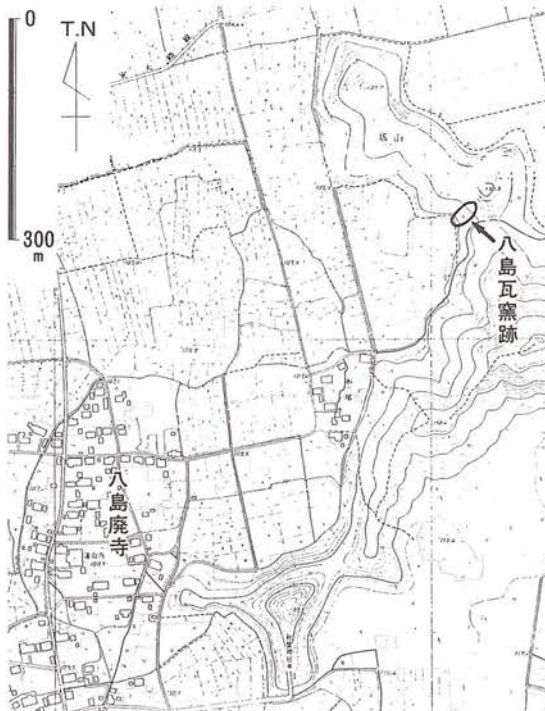


図-1 八島瓦窯跡の位置(昭和38年測図)

八島瓦窯跡発見の契機は、昭和43年2月から開始された浅井町内保一高畑間(延長2.6km、幅6m)の農免道路建設工事にある。昭和46年(1971)5月6日にそのほぼ中間地点にあたる同町木尾地先の城山付近の丘陵の南西向き斜面において、工事中の道路東側で直径約1.3m、奥行き約3mの穴が発見され、そこから約30点の瓦片が出土したことにより、瓦窯跡の存在が明らかとなった。発見されたのは煙道部に近い窯尻付近らしく、天井部は「真黒く焼け」、床面の傾斜は約37°を測ったという^③。写真観察による限り天井部の崩落もなく窯体の遺存状況は良好で、床面を階段状につくる有段式の登窯の床面には、多くの平瓦などが遺存している状況がうかがえる。近藤滋氏によれば須恵器は出土しなかったとのことなので、瓦專業窯跡の可能性が高い。窯跡は現在も農免道路地下に保存され、林道が東側へ分岐する付近に説明板が設置されている。

**

浅井町教育委員会には、このとき出土したとされる多数の平瓦と少数の丸瓦、それに軒丸瓦1点が保管されている。いわゆる「山田寺式」に属すこの軒丸瓦は、周縁に3重の重圏文をめぐらす有子葉単弁8葉の蓮華文で、直径2.0cmの小型の中房には1個の蓮子を有している。また丸瓦には凸面にわずかに縄目叩きの残る17などが知られ、平瓦については大きく分類してⅠ類からⅢ類までの3類が認められる。これらは粘土板のあわせ目や回転を利用したナデ、側縁の断面形状などから、粘土板桶巻き作りによると判断され、さきに述べた窯構造などとあわせて、八島瓦窯跡が白鳳期の所産であることを示唆している。

なお分類した平瓦について詳述すると、まず凸面に斜格子叩きを施すⅠ類については、その叩き板の原体識別を中心として、Ⅰa類からⅠf類までの6類に分類され、さらにⅠb類は原体の破損状況から、時間的な新旧関係をあらわすⅠb₁類とⅠb₂類に細分される。このⅠ類に共通する特徴としては、凸面に斜格子叩きをまばらに施し、凹面の布目は丁寧に消去するということがあげられる。また側縁の面取りは凹面側についてのみおこなわれるということ、堅緻に焼成されるが、色調は褐色～灰褐色で、まれに淡い青灰色を呈すものが認められる程度であるということなどの諸要素に、強い斉一性が認められる。ただし凸面に斜格子叩きが

施される以前については、ほとんど調整のない4や板状ナデの9、布状ナデの6などのほか、I e類の11のように線状叩きが施されたものもある。凹面布目の消去についても布状ナデの7やハケ目を用いる5のほか、指ナデの可能性のある6などがある。

つぎに凸面に縄目叩きを施すII類については、共通する要素として、いずれもその叩き締め方の密度があまり密でないということがあげられ、それらは縄目の太いII a類と細いII b類の少なくとも2類に分類される。すなわちII a類は凸面に太い縄目叩きを施し、そのまま消去しないもので、凹面の布目もそのまま残す。II b類は凸面の縄目叩きを回転を利用した横位の板状ナデにより不完全ながら消去する。しかしながらそのナデは12が13に較べて顕著であり、凹面の布目も13は消去の意思がうかがえるのに対し、12はそのまま残すなどの相違点が認められる。これは分類の基準が叩き板の原体識別等によらなかったことに起因すると見られ、さらに細分される可能性が高い。なお凸面に横位の板状ナデのみが認められるIII類については、本類の破片の一部である可能性がある。焼成は堅緻で、色調についてはII a類に橙色～褐色を呈すものが多く、II b類には褐色～灰黒色を呈すものが多い。

以上の平瓦の量比については、III類はきわめて少なく、I類とII類が大部分を占めるが、そのなかでもI類がやや多い。またI類のうちではI a類とI b類が大部分を占めており、この両類ではI b類がかなり多い。またII類ではII b類がII a類よりやや多いことが知られる。

八島瓦窯跡はその発見の経緯もあり、以上で報告した瓦類も資料としては検討の余地が残るものである^④。すなわち昭和62年当時、これらの瓦類の保管場所は

2箇所に分かれていたが、そのひとつは同町内保の浅井町中央公民館の玄関展示ケース内であり、もうひとつは同館北側の倉庫内であった。前者は軒丸瓦1点と平瓦I f類1点の計2点のみであり、その他は全て未洗浄のまま箱詰めされて倉庫内に積まれていた。地元八島の蓮台寺の住職で、かつて町教育委員会で文化財を担当されていた鎌足氏によれば、前者については明確さを欠くが、いずれも八島瓦窯跡出土品として扱ってきたとのことであった。瓦窯跡の発見とその後の措置を町教育委員会が主体となって講じたという経緯や、出土した瓦類は町教育委員会で保管されたという近藤氏のご教示などを考慮すると、量の多さとともに保管状況に一括性の認められる倉庫内の瓦類については、昭和46年に出土した八島瓦窯跡の遺物とみて、まず誤りが無いものと推測される。またそうでなければ、これ以外に八島瓦窯跡出土品と考えられるものは、どこにも見あたらないことになる。

ただし展示ケース内の2点の瓦類については、軒丸瓦は出土していないとの近藤氏のご教示や、平瓦I f類は倉庫内の瓦類には1点も見いだせないということとを考慮すると、八島瓦窯跡出土品ではない可能性が指摘される。

(北村 圭弘)

註

- ①林 純「近江における古墳時代須恵器生産の特質」(『滋賀考古第6号』滋賀考古学研究会 1991)
- ②三辻利一・北村圭弘「八島瓦窯」(『紀要第2号』勸 滋賀県文化財保護協会 1989)
- ③a. 昭和46年5月12日付け『中日新聞』
b. 昭和46年5月12日付け『朝日新聞』
- ④これは西田弘氏も指摘されるところである(西田弘「八島廃寺」『近江の古代寺院』近江の古代寺院刊行会 1989)。

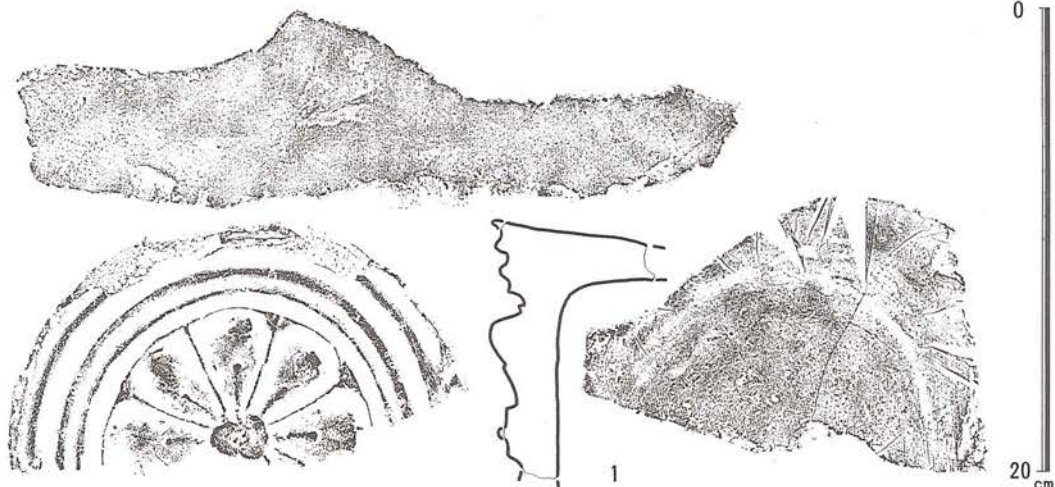


図-2 軒丸瓦 (S=1/3)

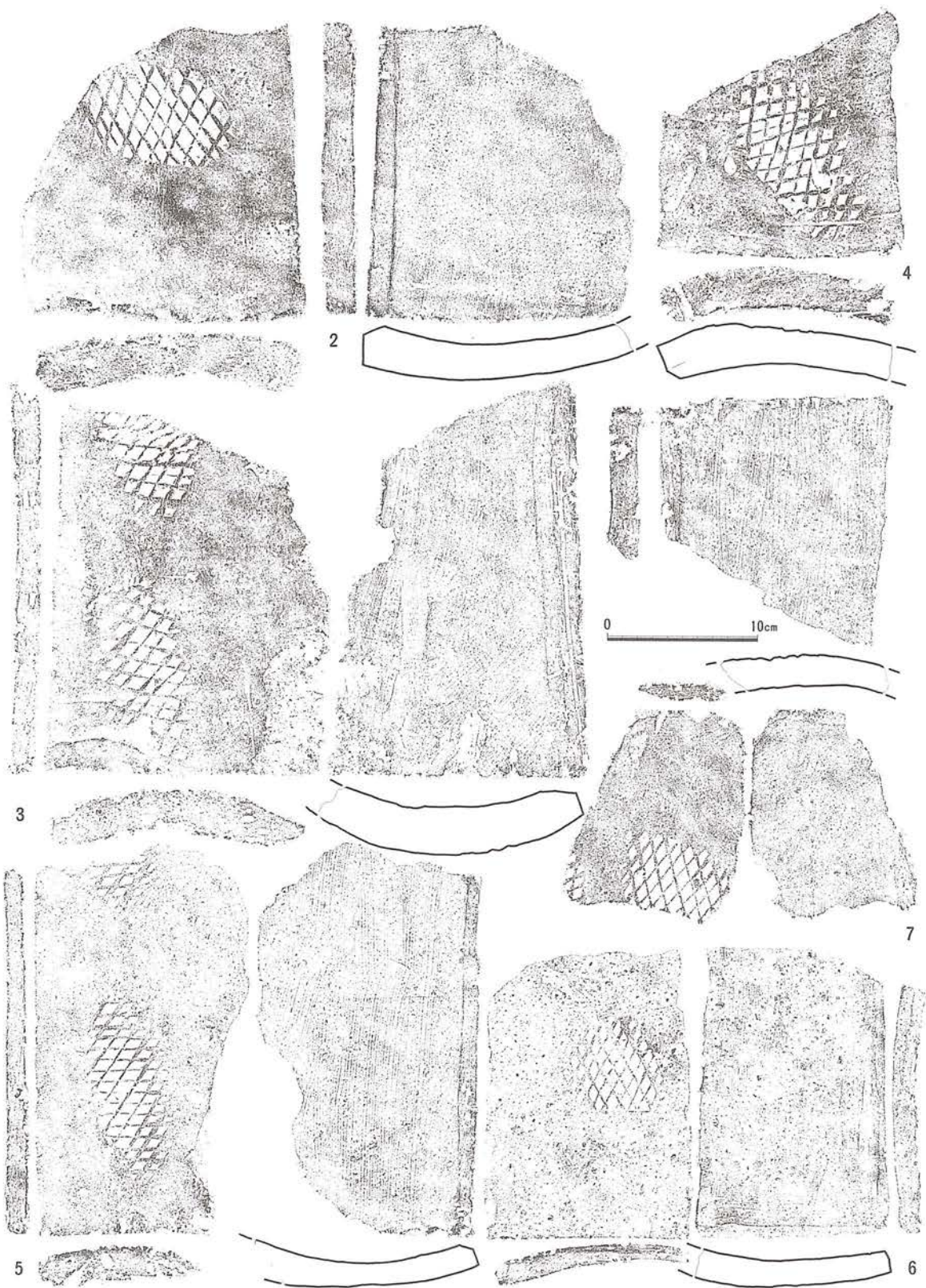


图-3 平瓦 ($S=1/4$) 平瓦I a類: 3~4、平瓦I b₁類: 5~6、平瓦I b₂類: 7~8、平瓦I f類: 2

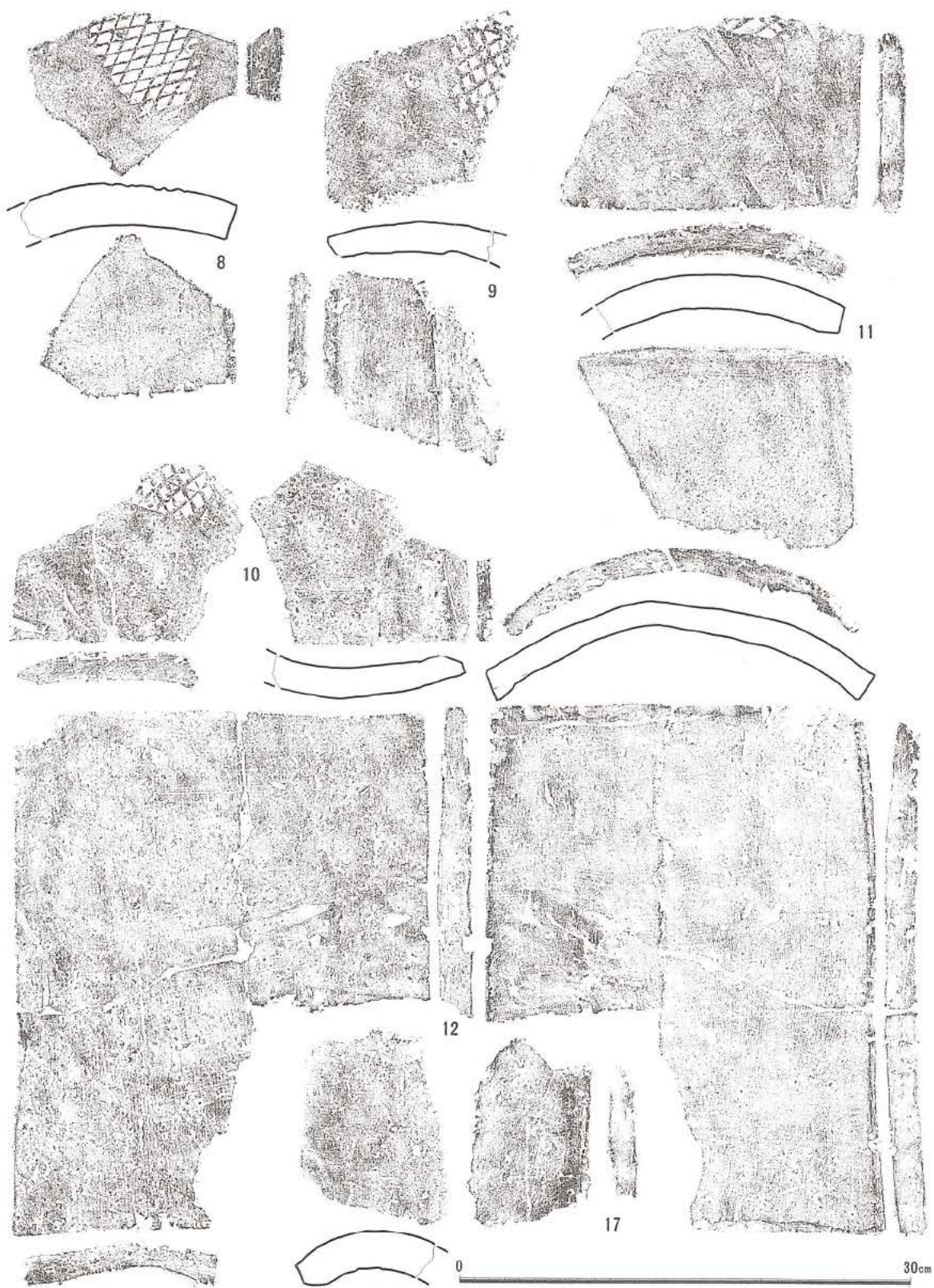


图-4 平瓦·丸瓦(S=1/4) 平瓦I b类:7~8、平瓦I c类:9、平瓦I d类:10、平瓦I e类:11、平瓦II b类:12~13、丸瓦:17

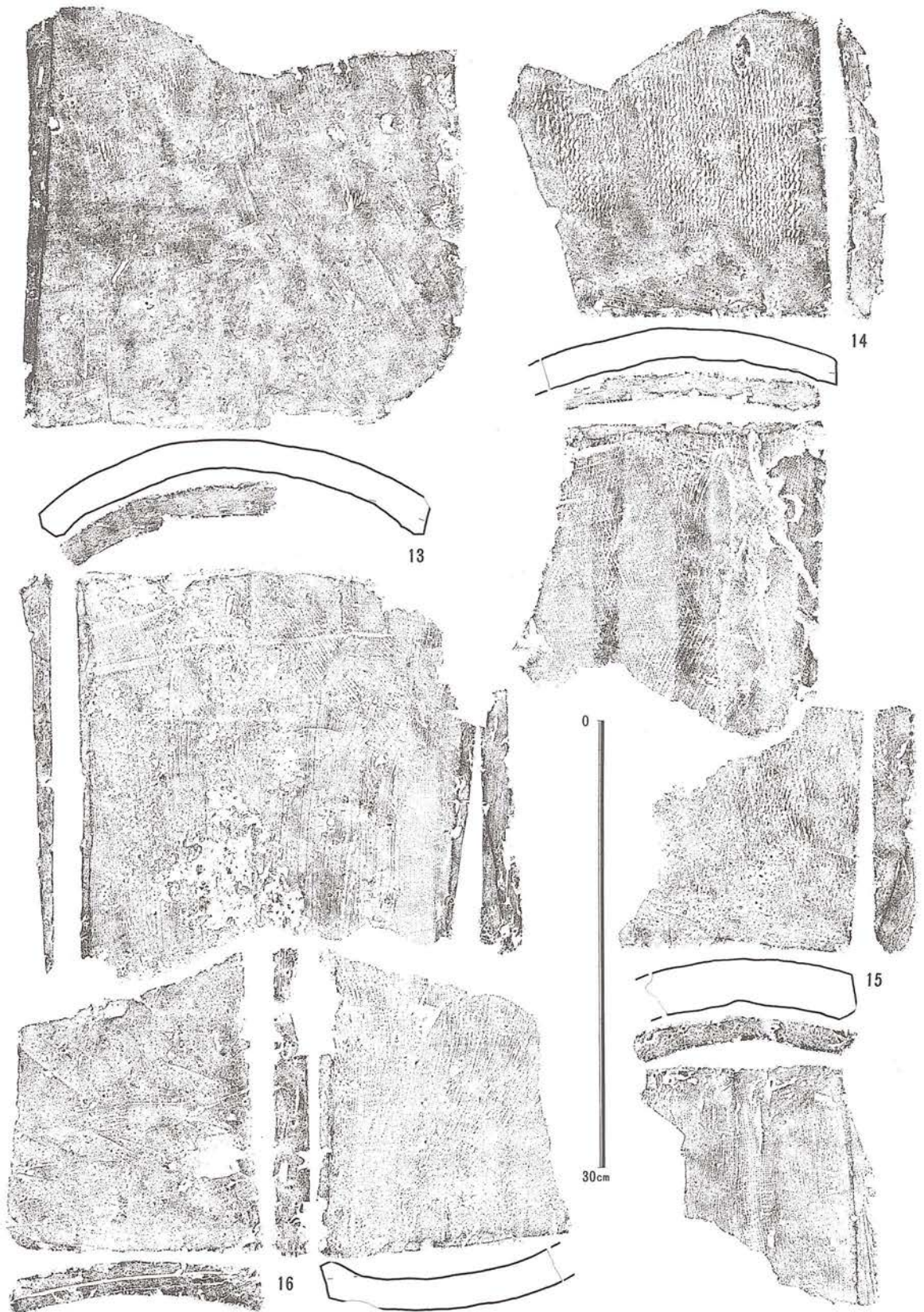


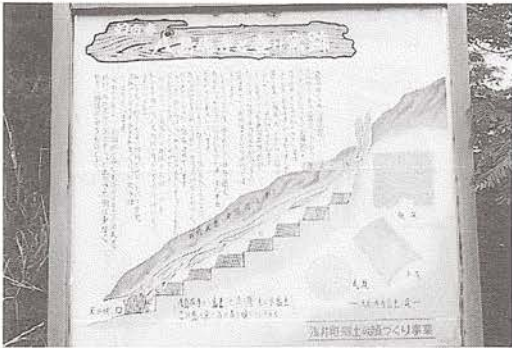
图-5 平瓦 ($S = \frac{1}{4}$) 平瓦II a类: 14~15、平瓦II b类: 12~13、平瓦III类: 16



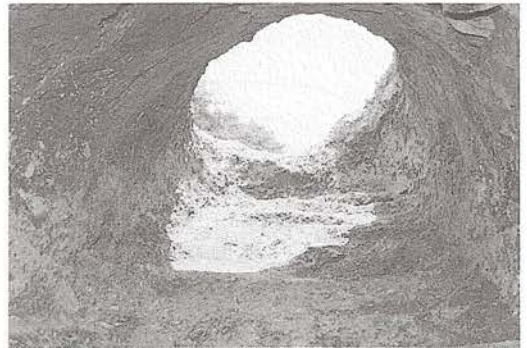
八島庵寺より八島瓦窯跡を望む（南西より）



八島瓦窯跡の窯体内を望む（煙道側より）



八島瓦窯跡に設置の説明板



八島瓦窯跡の窯体内状況（窯体内焚口側より）



八島瓦窯跡の発見状況（煙道側より）



八島瓦窯跡の窯体内状況（窯体内煙道側より）



八島瓦窯跡の窯体内状況（煙道側より）



八島瓦窯跡の窯体床面状況（瓦類出土状況）